

子ども議会 議案第1号

基山町の観光資源を活用した施設とにぎわいに関する条例の制定について

基山町の観光資源を活用した施設とにぎわいに関する条例を次のように定める。

平成30年10月20日提出

基山町長 梅田 歩乃花

基山町子ども議会 条例第 号

基山町の観光資源を活用した施設とにぎわいに関する条例

第1条 各月ごとに基山町に関するテーマを決める。

第2条 各月のテーマに沿った写真コンテストを開催し、年1回コンテストの結果を
発表する場を設ける。

第3条 基山町の特産物を使ったメニューを募集し、合宿所を1日レストランにし、
料理を提供する。

第4条 各季節の農産物やエミューなどを使ったいろいろな料理の試食会を開き、
PRを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町は川がきれいで、たくさんのホテルが見られるなど、自然の観光資源に恵まれているので、町内、町外問わず、もっとたくさんの人に基山町の自然や良いところを見てもらいたいと考えています。参加型のイベントにすることで、町の活性化につながると思うからです。

また、食堂やレストランをつくれば、高齢者と若い世代の人の交流の場になると思います。

季節ごとの農産物やエミューなどを、基山町の特産物としてもっと広げたいと思います。